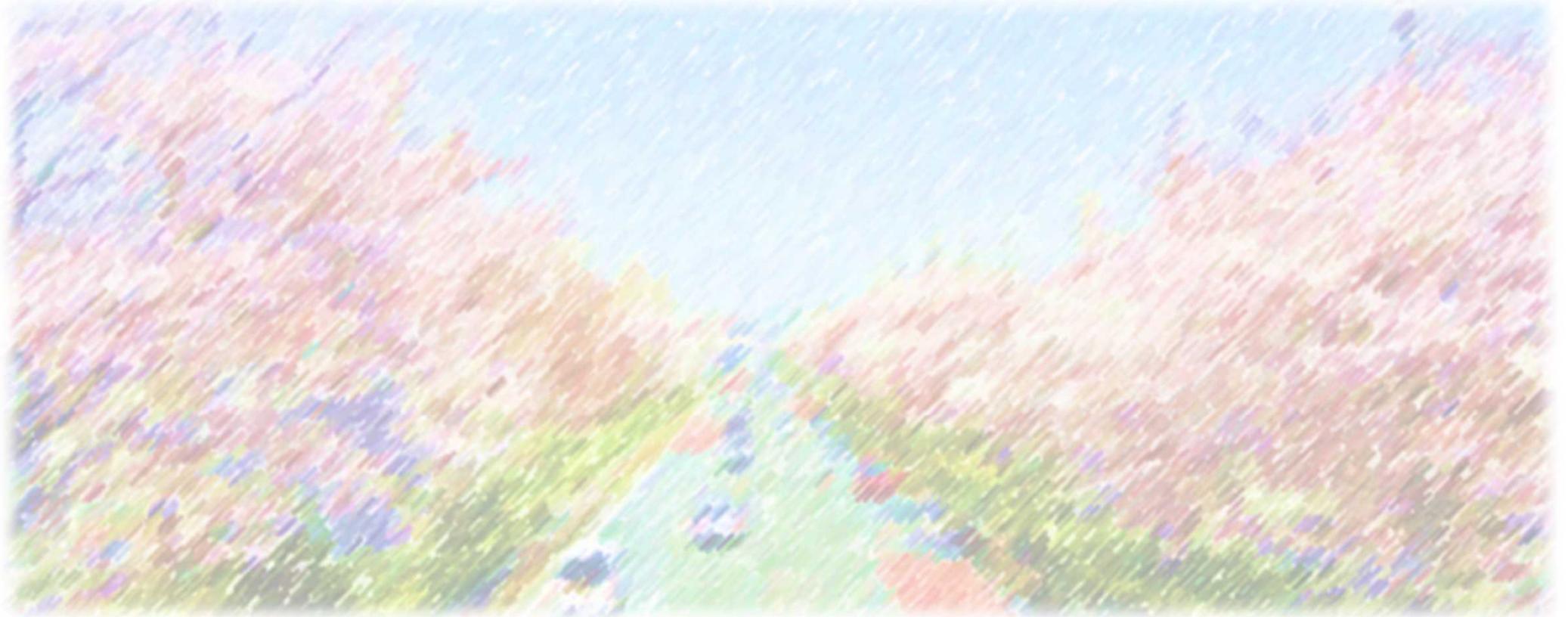


地域包括ケア新任職員研修 「地域包括支援センターについて」



国立市健康福祉部

地域包括ケア推進担当課長 小山茂孝

- ◆地域包括支援センターとは
- ◆地域包括支援センターの業務について
 - ・ 総合相談支援事業
 - ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ・ 権利擁護事業
 - ・ 介護予防ケアマネジメント
- ◆地域包括支援センターの3職種について
- ◆地域包括支援センターに係る制度改正等について

地域包括支援センターとは、

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」
(法第115条の46)

地域包括ケアを支える中核拠点



地域包括ケアの推進

「公益性」

「地域性」

「協働性」

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する**ことを目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる。**

※指定居宅介護支援事業者の一部委託可能

第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

包括的支援事業の実施

権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進**や、**高齢者虐待への対応**等を行う。



全国で**5,451**か所

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

（注）地域包括支援センターの設置数は令和6年4月現在（資料出所：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,451か所。（ブランチ・サブセンターを含めると7,362か所）
- 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が2割、委託型が8割となっている。

◎ 地域包括支援センターの設置数（令和6年4月末現在）

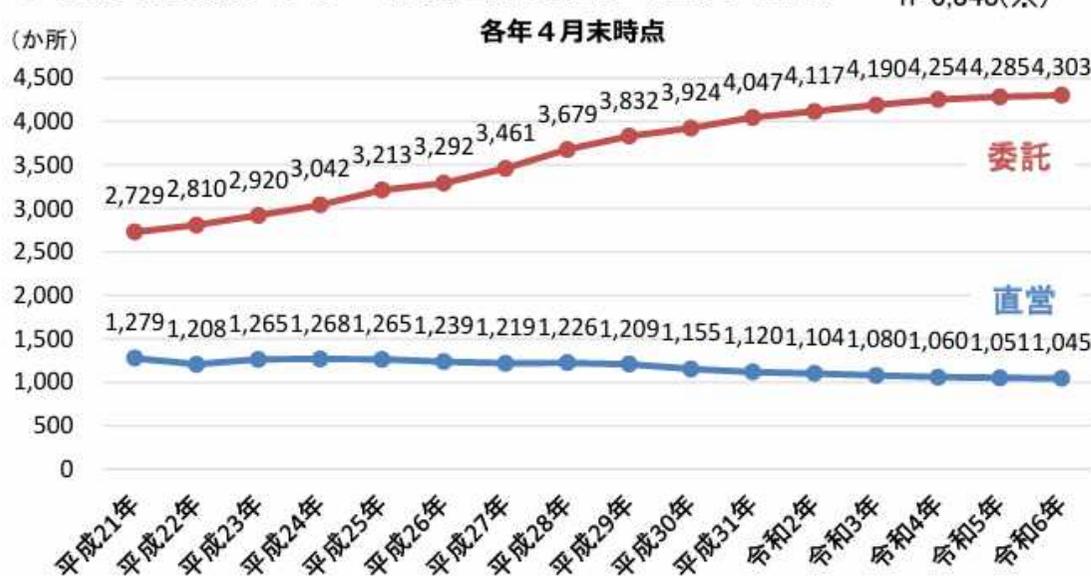
	計	個別の担当圏域あり	重複圏域のみ(※)
センター数	5,451	5,348	103
通常型	5,163	5,163	
基幹型	178	85	93
機能強化型	91	89	2
基幹型及び機能強化型	19	11	8

- ※他のセンターと重複する担当圏域のみを持つセンター
- 【基幹型】 基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター
- 【機能強化型】 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター

地域包括支援センター設置数	5,451か所
ブランチ設置数	1,610か所
サブセンター設置数	301か所
合計	7,362か所

- 【ブランチ】 本体のセンターと連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受け、センターにつなぐための窓口
- 【サブセンター】 本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所

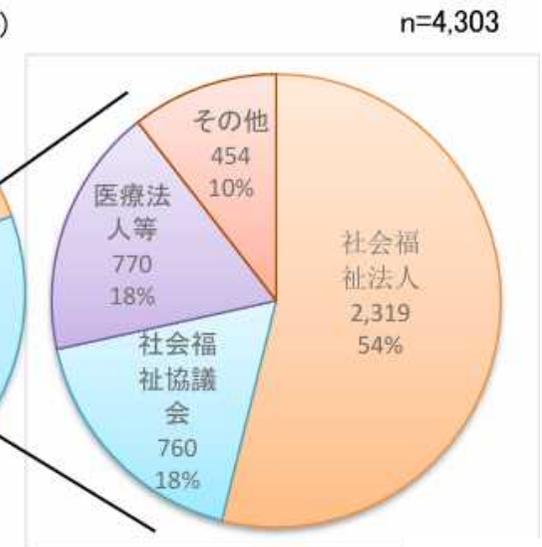
◎ 地域包括支援センターの設置数の推移（直営・委託）



◎ 直営・委託の割合（令和6年4月末現在）



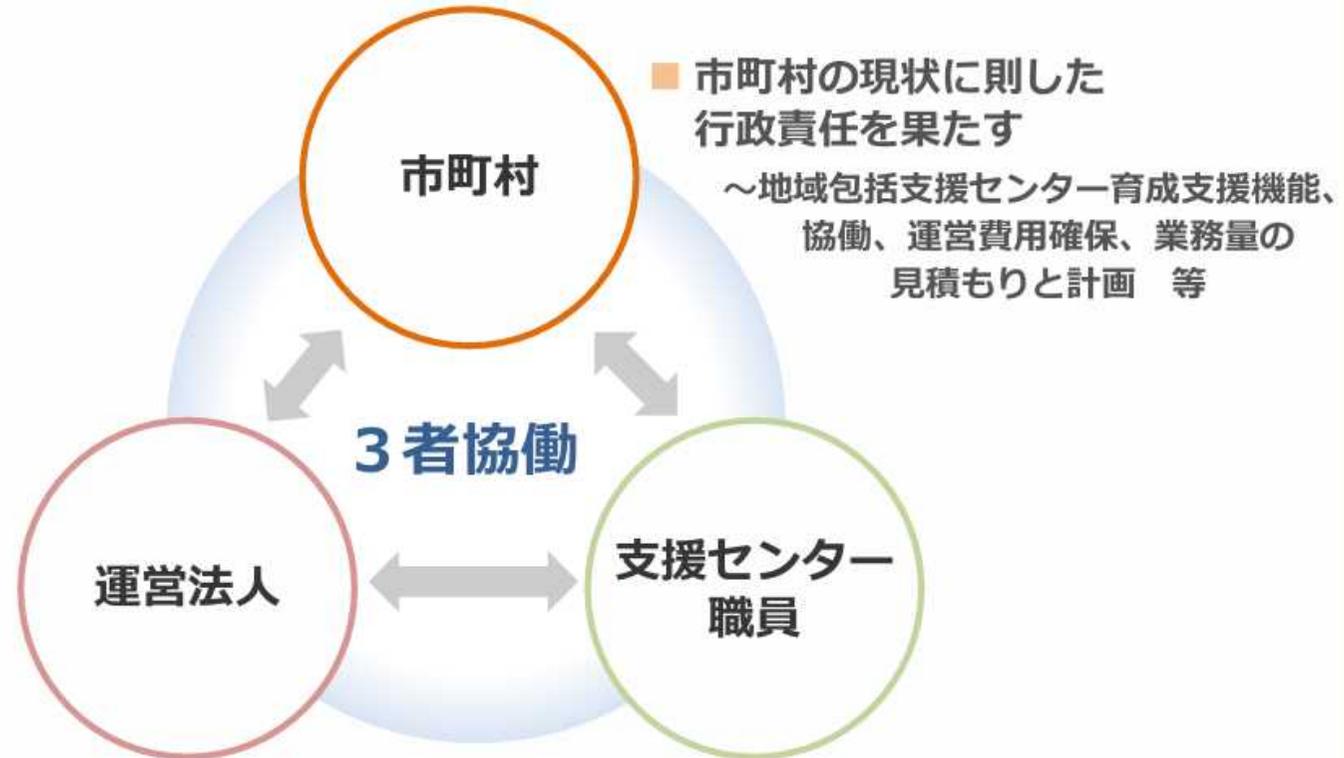
◎ 委託先法人の構成割合（令和6年4月末現在）



(出典) H29調査まで：老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
H30調査から：地域包括支援センター運営状況調査（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）
※地域包括支援センターの設置数及び直営・委託の割合は、担当圏域毎の傾向を見るため、5,348か所（個別の担当圏域あり）を集計対象とする。

地域包括支援センター体制に必要な要素

地域包括支援センターの三位一体運営



■ 支援センター経営の継続性

～職員の確保、職員の育成支援（OJT等）、運営計画立案と業務評価、経費の確保 等

■ 自己研鑽と業務の充実

～積極的な研修受講、3専門職の連携協働体制づくり、専門性により4つの機能充実を図る

地域支援事業の全体像

介護給付 (要介護 1～5)

予防給付 (要支援 1～2)

介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援 1～2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス (配食等)
 - ・ 介護予防支援事業 (ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・ 第一号介護予防支援事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に加え、**地域ケア会議**の充実
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
 - ・ 生活支援コーディネーターの配置
 - ・ 協議体の設置 等
- 認知症総合支援事業
 - ・ 認知症初期集中支援事業
 - ・ 認知症地域支援・ケア向上事業

任意事業

センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、**包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として設置されるものであり、センターの運営に当たっては、それぞれの事業の有する機能の連携が重要であることから、市町村が、センターの設置者に包括的支援事業の実施を委託する場合は、次に掲げる全ての事業を一括して委託しなければならないこととされている** (法第115条の47第2項)。

地域支援事業とは、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するために行う事業

地域支援事業

包括的支援事業

◇地域包括支援センターの運営

- ①総合相談支援事業
- ②権利擁護事業
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ④第1号介護予防支援事業

◇社会保障充実分

- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業
- ・地域ケア会議推進事業

地域包括支援センターの運営

- 相談窓口
- ・地域包括支援センター(市役所)
 - ・地域窓口 北窓口
 - 〔委託〕 福祉会館窓口
 - 泉窓口

- ※総合相談支援
- ※福祉サービス実態把握
- ※夜間休日相談対応
- ※虐待対応・安否確認

- 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- ・ケアプランチーム12名+職員
 - ・請求事務1名

社会保障充実分

在宅医療・介護連携推進事業

- ・在宅療養推進連絡協議会(年3回)
- 【部会】
- ①多職種連携
- ②情報共有のあり方
- ③在宅療養啓発
- ④災害・感染症対策
- ・在宅療養相談窓口〔委託〕
- ・在宅療養ハンドブック

生活支援体制整備事業

- ・生活支援コーディネーター(包括1名、社協1名)
- ・協議体(年4回)
- ・担い手養成
- ①シニアカレッジ
- ②くにたち福祉サポーター
- 〔一部委託〕

認知症総合支援事業

- ・認知症地域支援推進員(包括兼務)
- ・認知症があっても暮らしやすいまちづくり業務〔委託〕
- ・認知症の日イベント
- ・認知症初期集中支援チーム

地域ケア会議推進事業

- ・全体会(年2回)
- ・小地域ケア会議(随時対応・認知症高齢者生活見守り事業)
- ・元気アップ会議(年10回)

任意事業

- ◇介護給付費適正化事業
- ◇家族介護支援事業
- ◇その他の事業

家族介護支援事業

- ・陽だまりの会(年4回)(認知症介護家族間話しあいの場)
- ・介護者支援講座

その他の事業

- ・認知症サポーター養成講座
- ・ステップアップ講座
- ・伴奏者連絡会
- ・認知症高齢者生活見守り事業
- ・成年後見人報酬助成

介護予防・日常生活支援総合事業

◇サービス・活動事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス
- ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

◇一般介護予防事業

訪問型サービスC(短期集中)

- (通所型)
- ・くに・トレ
 - ・集中!!Myリハビリ
 - ・お口のフレイル予防教室
- (訪問型)
- ・自宅でいっしょにトライ
- ※KDBを活用した事業勸奨

一般介護予防事業

- ・フレイル予防事業
- ・フレイルチェック会
- ・フレイルサポーター養成
- ・フレイル深掘り講座
- ・ご近所さんでレッツゴー!
- ・スマホサロン
- ・絵本読み聞かせ講座
- ・自主活動グループ応援派遣(おささえさん)
- ・地域介護予防活動支援事業補助金
- ・ボランティアポイント(フレイルサポーター)
- ・介護予防カレンダー
- ・介護予防講演会

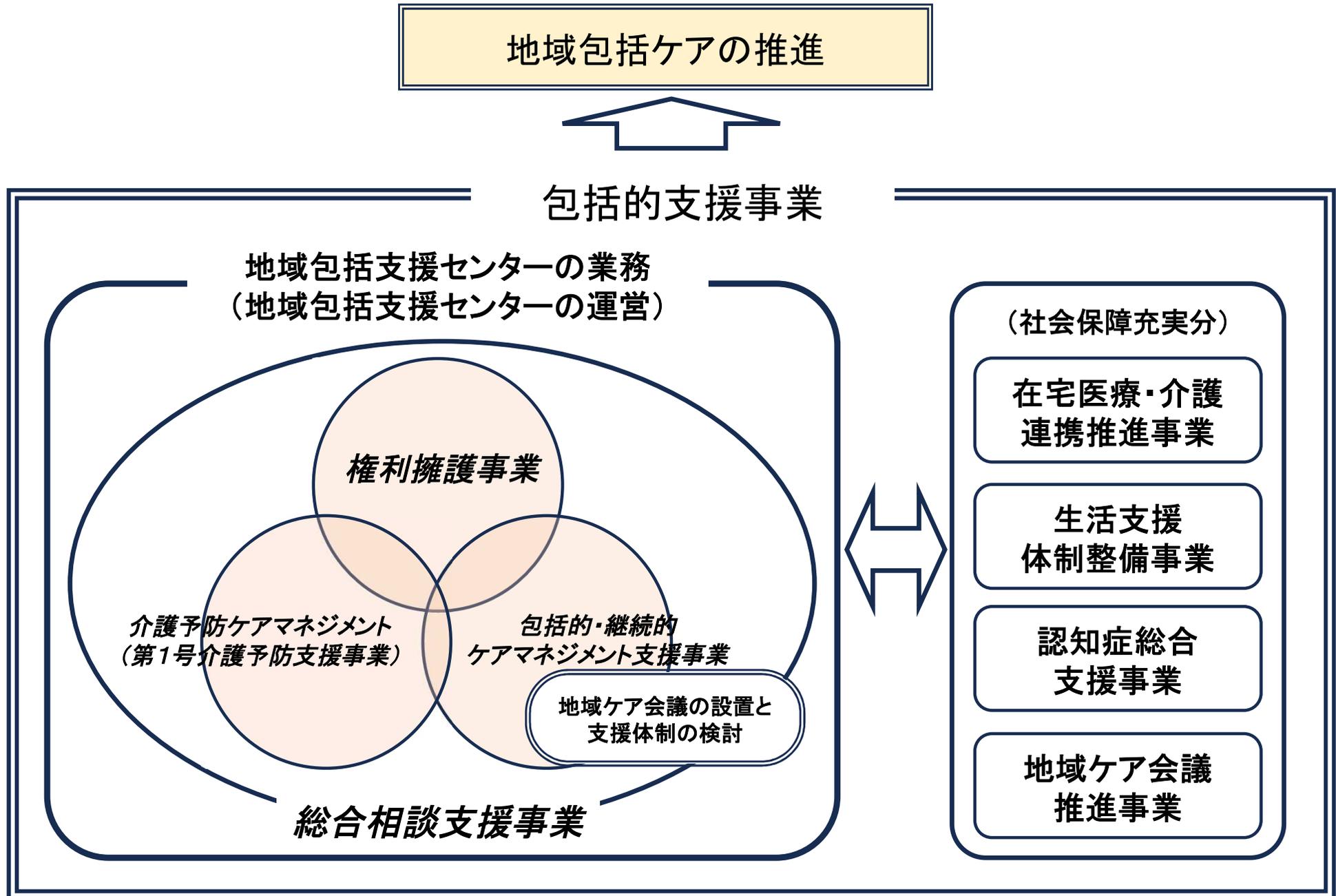
住民主体サービスB【活動支援】

- (通所型)
- ・ひらや照らす
 - ・ぺんぎんサロン
 - ・まるごと健康会
 - ・かふえかサムシカ(訪問型)
 - ・くらしのサポート

地域支援事業以外

- ・ヒアリングフレイル予防事業
- ・認知症検診推進事業
- ・ケアマネ・事業者向け研修
- ・高齢者緊急短期入所事業
- ・高齢者地域見守りネットワーク
- ・熱中症訪問
- ・地域医療計画推進事業
- ・在宅療養専門指導医連絡会
- ・人工呼吸器個別支援計画
- ・保健事業と介護予防の一体的実施

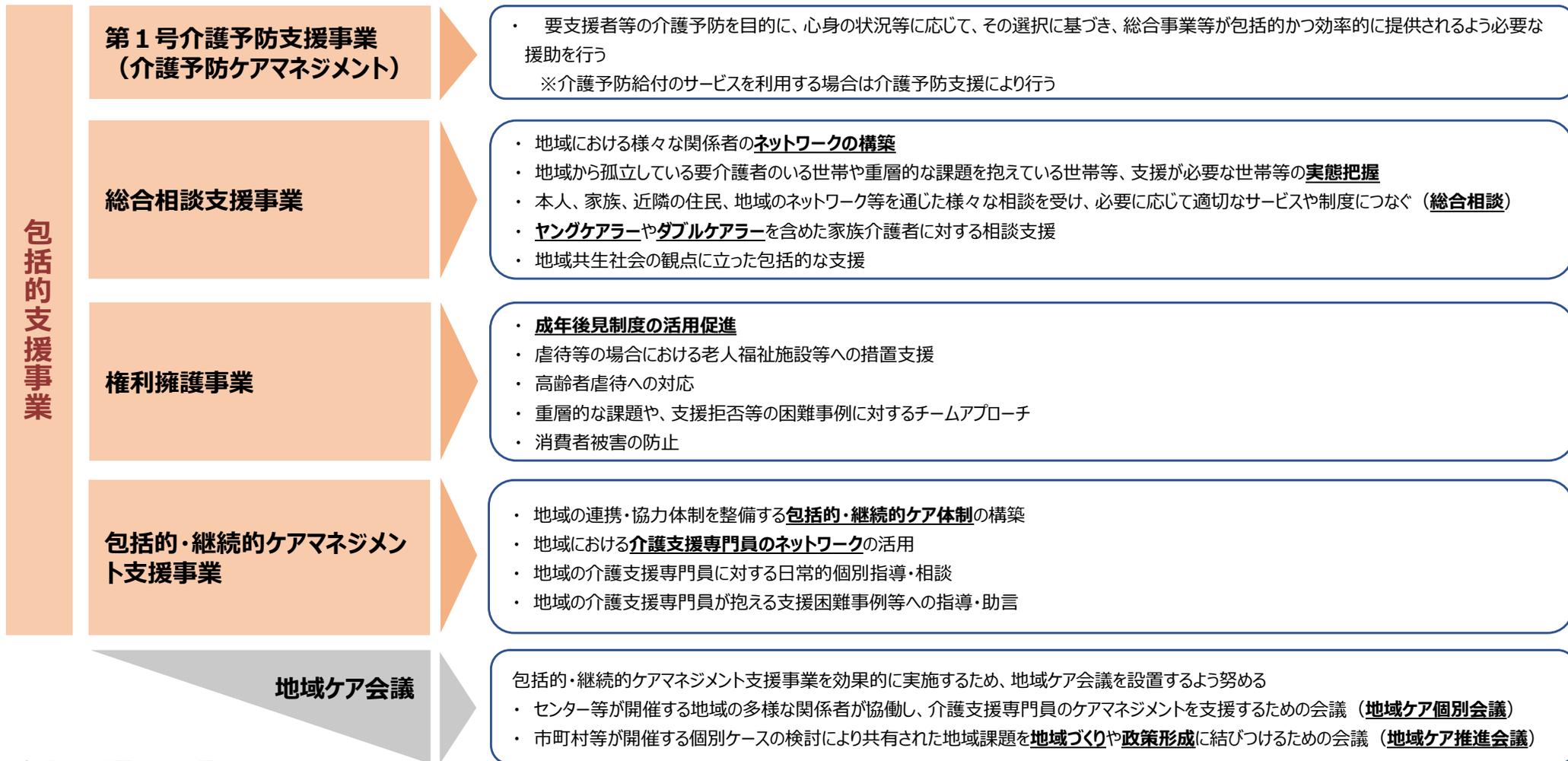
地域包括支援センターの各事業の関係性



包括的支援事業について

○地域包括支援センターは包括的支援事業として以下の事業を実施

○「地域支援事業の実施について」(平成18年老発第0609001号老健局長通知)より



包括的支援事業は、上記のほか

- 在宅医療・介護連携推進事業・・・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業
- 生活支援体制整備事業・・・市町村が中心となって、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく事業
- 認知症総合支援事業・・・認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
※上記の3事業について市町村は地域包括支援センターの設置者以外への委託も可能。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、**どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである**（法第115条の45第2項第1号）。

- 地域における様々な関係者の**ネットワークの構築**
- 地域から孤立している要介護者のいる世帯や重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯等の**実態把握**
- 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受け、必要に応じて適切なサービスや制度につなぐ（**総合相談**）
- ヤングケアラーやダブルケアラーを含めた家族介護者に対する相談支援
- 地域共生社会の観点に立った包括的な支援

◆ 地域包括ケアとしての継続支援の入り口

必要に応じて、地域包括支援センターの各業務につなげていく

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

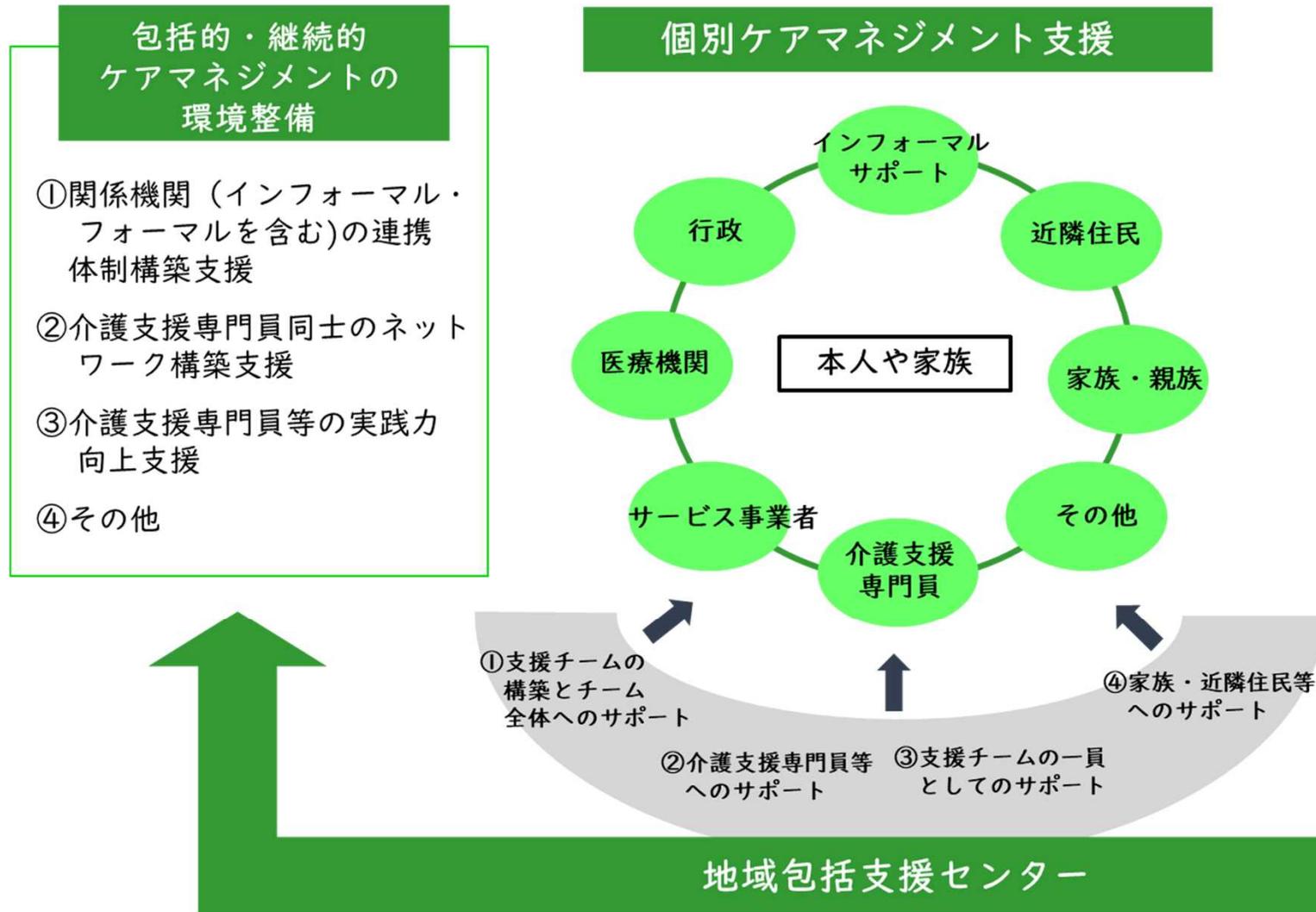
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援、居宅サービス計画及び施設サービス計画、介護予防サービス計画の検証等を行うものである（法第115条の45第2項第3号）。

- ・ 地域の連携・協力体制を整備する包括的・継続的ケア体制の構築
- ・ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・ 地域の介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- ・ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

◆ 個別ケアマネジメント支援

◆ 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業



権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、**地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う**ものである（法第115条の45第2項第2号）。

- **成年後見制度の活用促進**
- 虐待等における老人福祉施設等への措置支援
- 高齢者虐待への対応
- 重層的な課題や、支援拒否等の困難事例に対するチームアプローチ
- 消費者被害の防止

- ◆ 適切な権利行使のための支援（意思決定支援）
- ◆ 権利侵害からの救済、権利侵害防止のための支援

介護予防ケアマネジメント

第1号介護予防支援事業は、次のアからウまでに掲げる被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業である（法第115条の45第1項第1号ニ）。

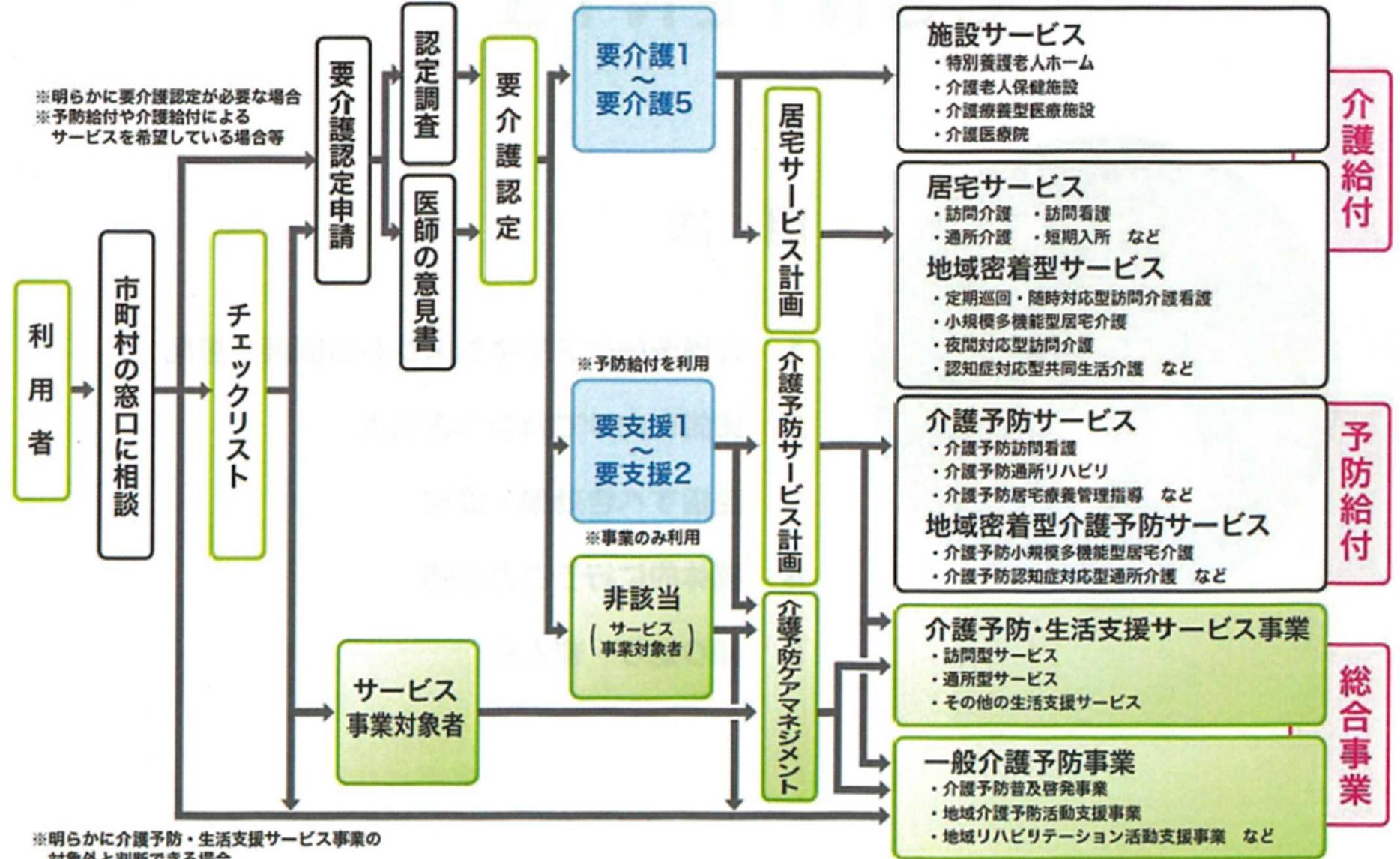
- ア 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）
- イ 施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基準（以下「基本チェックリスト」という。）に該当する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）
- ウ 居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に総合事業（従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く。）を利用する者（以下「継続利用 要介護者」という。）

本事業は、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）と一体的に実施される。

- 要支援者等の介護予防を目的に、心身の状況等に応じて、その選択に基づき、総合事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う
※介護予防給付のサービスを利用する場合は介護予防支援により行う

介護サービス利用の手続き

介護サービスの利用の手続き



		実施の類型	実施主体
要介護者 (注2)		居宅介護支援 (保険給付)	居宅介護支援事業所
要支援者 (注2)	予防給付を利用 ※総合事業を併用する 場合を含む	介護予防支援 (保険給付)	地域包括支援センター (注1) 居宅介護支援事業所 (R6.4~)
	総合事業のみを利用	介護予防ケアマネジメント (総合事業)	地域包括支援センター (注1)
事業対象者 (注3)		介護予防ケアマネジメント (総合事業かつ包括的支援事業)	地域包括支援センター (注1)



要支援者が予防給付を受けるかどうかによって居宅介護支援事業所の取り扱いが変わる

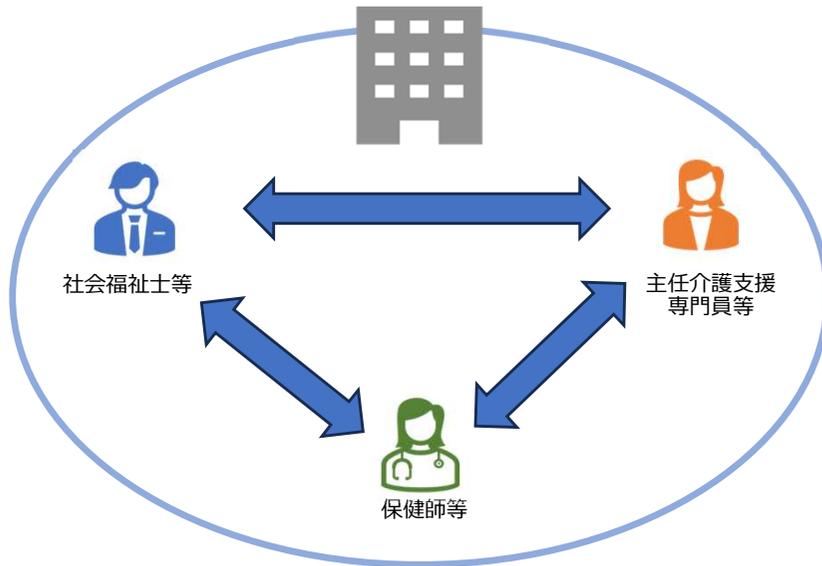
注1 地域包括支援センターは介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

注2 要介護者・要支援者のうち、介護保険施設、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防・地域密着型）特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設等」という。）の利用者等に関しては、当該施設等に従事する介護支援専門員等がケアマネジメントを行う。

注3 いわゆる基本チェックリスト該当者をいい、予防給付を受けることはできない。

地域包括支援センターの3職種について

地域包括支援センター：チームケアの最小単位



- 保健師：保健医療
- 社会福祉士：ソーシャルワーク
- 主任介護支援専門員：ケアマネジメント

専門性の発揮

チームアプローチ

地域包括ケアを推進するために不可欠

- 3職種が単独ではなく、互いの専門性を尊重し、情報を共有しながらチームとして連携・協力する
- 高齢者の抱える課題は、健康、医療、福祉、生活環境など多岐にわたるため、それぞれの専門的視点を持ち寄り、複合的なニーズに対応する
- 多様な関係者と連携し、「顔の見える関係づくり」を通じて、地域全体で高齢者を支える体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指す

地域包括支援センターの体制整備等（令和4年12月20日介護保険部会意見書）

介護保険制度の見直しに関する意見
（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

（地域包括支援センターの体制整備等）

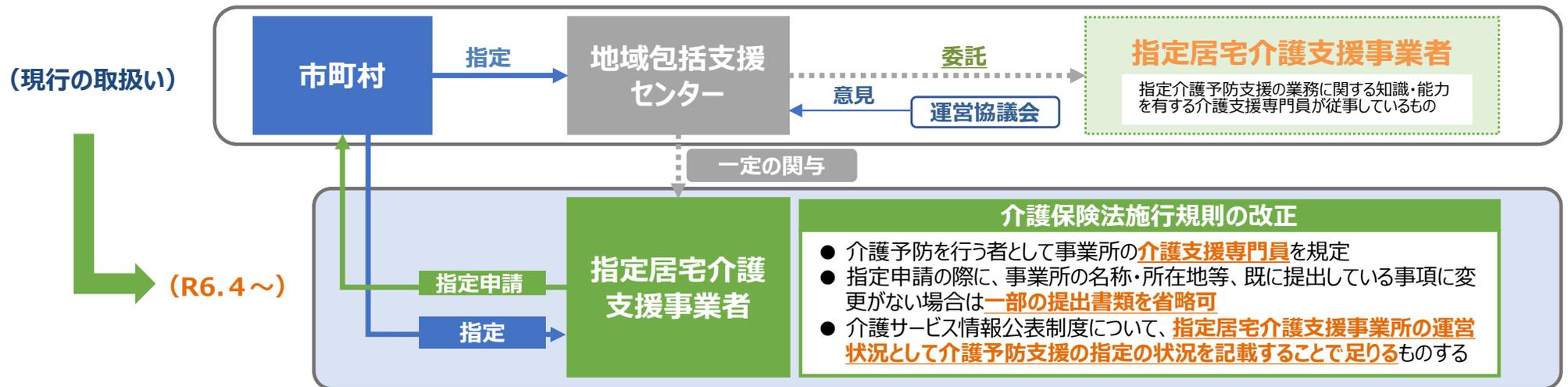
- 地域包括支援センターは、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。
- 認知症高齢者の家族を含めた家族介護者の支援の充実のためには、こうした地域包括支援センターの総合相談支援機能を活用することが重要であるが、総合相談支援機能を発揮できるようにするためにも、センターの業務負担軽減を推進するべきである。また、家族介護者支援においては、地域包括支援センターのみならず、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組との連携を図ることが重要である。
- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大**することが適当である。
また、総合事業において、従前相当サービス等として行われる**介護予防ケアマネジメントAについて、利用者の状態像等に大きな変化がないと認められる場合に限り、モニタリング期間の延長等を可能とする**ことが適当である。
- また、**総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のランチやサブセンターとしての活用を推進**することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、**センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とする**ことが適当である。
- これらの取組のほか、センターの業務に関し、標準化、重点化及びICTの活用を含め、業務の質を確保しながら職員の負担軽減に資するような方策を検討することが適当である。
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進める**ことが適当である。

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

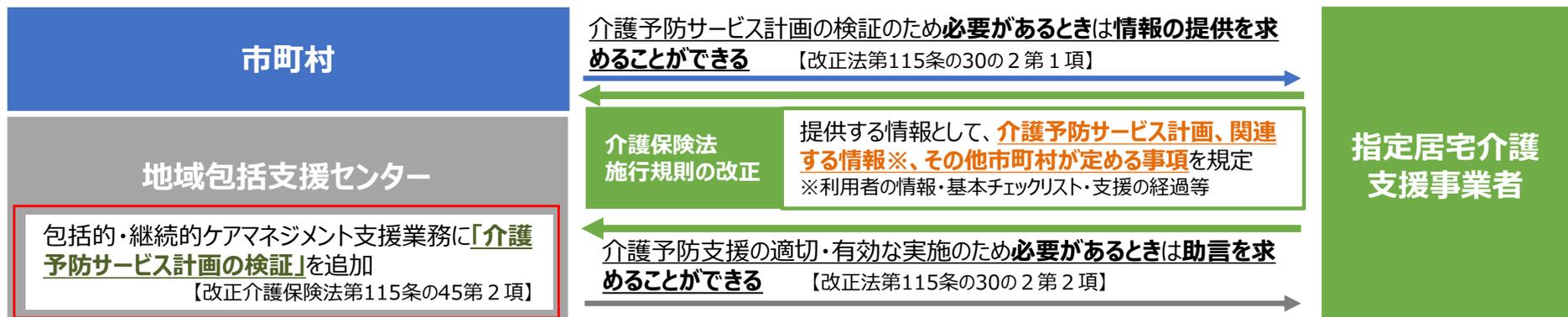
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



総合相談支援事業の一部委託（介護保険法施行規則の改正）

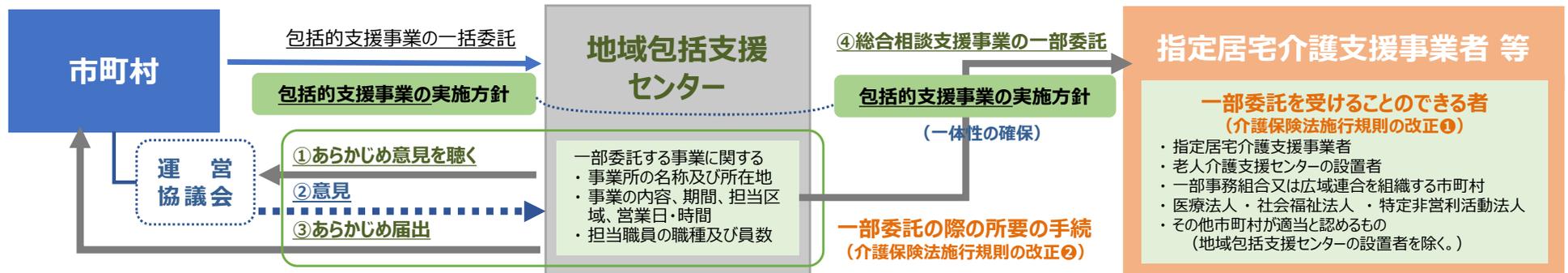
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ また、総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

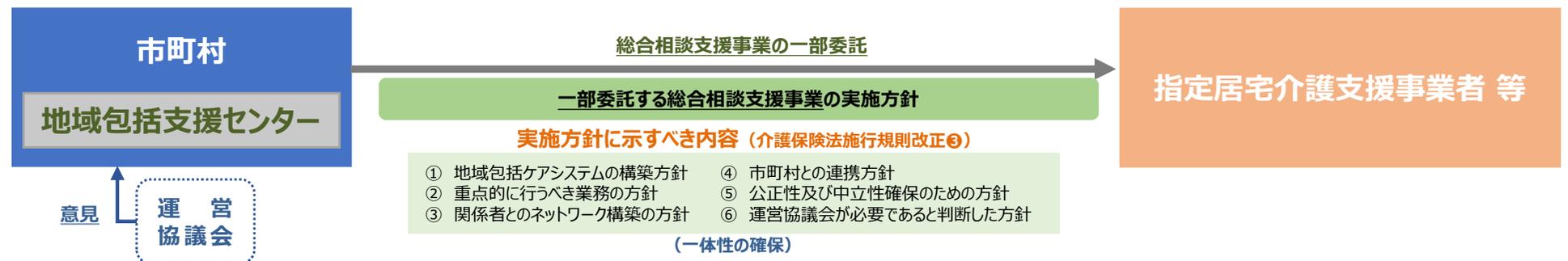
介護保険法 施行規則の改正

- ① 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- ② 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
- ③ 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合



パターン2. 地域包括支援センター（市町村直営型）が一部委託をする場合



地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

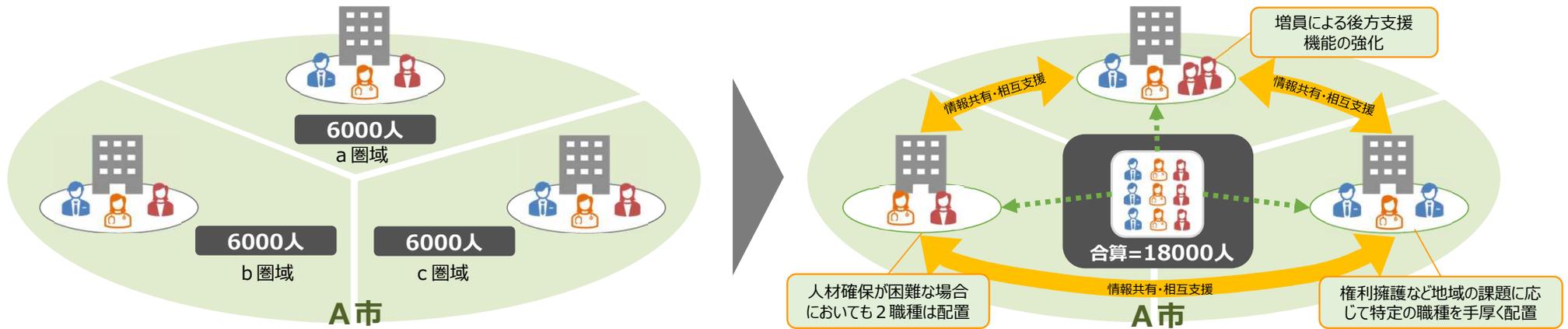
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

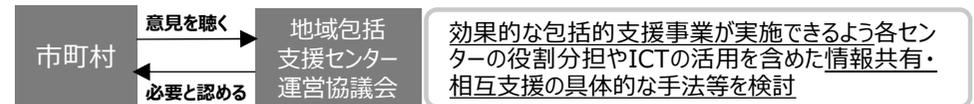
介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



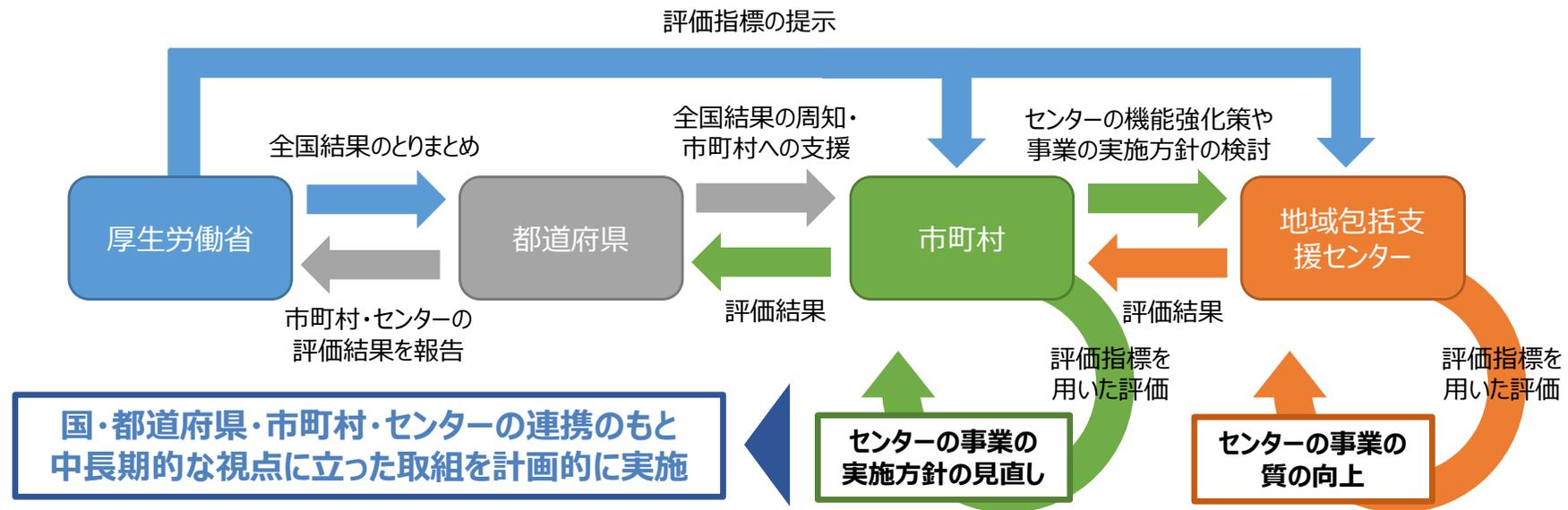
〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）

地域包括支援センターにおける計画的な取組推進のための事業評価について

- 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて**市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行う**ことが期待される。
- 地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、**業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要。**
- そのため、**地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じること**とされている。（介護保険法115条の46第4・9項）



【参考】介護保険法115条の46（抜粋）

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

- ◆ 地域包括支援センターの目的は、「地域包括ケアの推進」
- ◆ 市町村は、設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならない
- ◆ 地域包括支援センターの各業務、地域支援事業の枠組みを理解する
- ◆ 地域包括支援センターの専門性、チームアプローチを理解する
- ◆ 地域包括ケアの深化、制度改正について理解する

参考資料等

- ◆ 地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省 最終改正：令和7年7月17日（老高発0717第1号、老認発0717第2号、老老発0717第1号））
- ◆ 地域支援事業実施要綱（厚生労働省 最終改正：令和7年7月17日（老発0717第5号））
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（厚生労働省 最終改正：令和7年7月17日（老発0717第6号））
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（厚生労働省 最終改正：令和7年7月17日（老認発0717第3号））
- ◆ 地域包括支援センター運営マニュアル4訂（一般社団法人 長寿社会開発センター 令和7年10月）
- ◆ 地域包括支援センターが行う「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務における環境整備の取り組みに関する実践マニュアル（株式会社 日本能率協会総合研究所 平成30年3月）
- ◆ 評価指標活用の手引き（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 令和2年3月）
- ◆ 地域包括支援センターの運営課題に対する取組ポイント（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 令和3年3月）